

全国森林組合連合会と東京農業大学との包括連携協定書

全国森林組合連合会（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括連携により、我が国における産学連携を強化し、森林、林業、林産業の発展とそれに寄与する人材育成を目的とする。

（連携内容）

第2条 甲と乙は、次の事項について、相互に連携・協力するものとする。

- (1) 健全な森林の維持・育成と林業振興に向けた連携
- (2) 人材の育成に関する連携
- (3) 人材の活用に関する連携
- (4) その他両者が協議して必要と認める連携

（有効期限）

第3条 本協定の有効期限は、協定締結の日から原則3カ年までとする。ただし、本協定の有効期限満了日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとして、その後も同様とする。

（協議）

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

（秘密保持）

第5条

1. 甲と乙は、本協定締結に関連して知り得た相手方の秘密情報を秘密として保持し、相手方の文書による事前の承諾を得ずに、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する情報はこの限りではない。

- (1) 開示の際、既に公知となっていたもの
- (2) 開示後に両者の責によらずに公知となったもの
- (3) 受領者が既に保有していたもの
- (4) 受領者が第三者から秘密保持義務を課されることなく受領したものの
- (5) 相手方の秘密情報によらずに独自に開発したもの
- (6) 法令、裁判所又は行政機関の命令開示を強制されたもの

2. 本条の秘密保持義務は、本協定有効期間の満了その他の事由による本協定終了後も3年間有効に存続する。

（その他）

第6条 本協定は、甲と乙との間に締結される個別の契約に共通に適用される。ただし、本協定に定める事項と個別契約及び覚書等に定める事項に相違が生じた場合、個別契約及び覚書等の規定を優先する。

以上、本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

2020年3月31日

甲 東京都千代田区内神田1-1-12
全国森林組合連合会
代表理事会長

乙 東京都世田谷区桜丘一丁目1番地1号
東京農業大学
学長

村松



高野克己

